

# フィルタリングに関して

2018年8月24日  
一般社団法人モバイルコンテンツ審査・運用監視機構  
代表清算人 弁護士 上沼 紫野

# 1 フィルタリングとは

意味： インターネットのウェブページ等を一定の基準で評価判別し、違法・有害なウェブページ等の選択的な排除等を行う機能  
(情報通信白書H28年版用語解説参照)

## 「青少年有害情報フィルタリングソフトウェア」

インターネットを利用して公衆の閲覧に供されている情報を一定の基準に基づき選別した上インターネットを利用する者の青少年有害情報の閲覧を制限するためのプログラム

(インターネット環境整備法2条8項)

Point:

利用するか否かは、利用者(青少年の場合は保護者)の意思による  
→ 強制的な接続遮断であるブロッキングとの相違

## 2 法的根拠(1)

青少年インターネット環境整備法(平成30年2月1日改正法施行)

事業者側には、フィルタリングの提供義務がある:

15条: 携帯電話インターネット接続役務提供事業者(携帯キャリア)

使用者が青少年である場合、フィルタリングサービスの提供が義務  
(保護者が利用しない旨の申出をした場合は例外)

17条: 一般のISP(Wi-Fi接続の場合など)

ユーザーから求められた場合、フィルタリングサービスの提供が義務  
(例外: 影響軽微: 契約者数5万未満の場合)

18条: インターネット接続機器の製造事業者

販売時には、フィルタリングソフトの組込その他の方法でフィルタリングの  
利用を容易にする措置を講じる義務

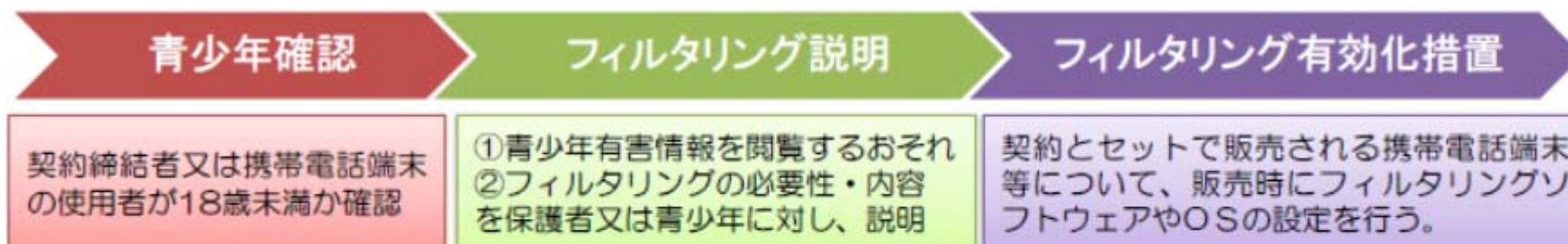
(例外: 影響軽微: 予めブラウザが組み込まれていない場合、18歳以上の  
監視の蓋然性が高い場合(カーナビ)、販売台数一定以下)

## 2 法的根拠(2)

青少年インターネット環境整備法(平成30年2月1日改正法施行)  
改正法による、スマートフォン、アプリ等による接続への対応

### 1. 携帯電話インターネット接続役務提供事業者(携帯ISP)と契約代理店

新規の携帯電話回線契約時及び機種変更・名義変更を伴う携帯電話回線契約の変更・更新時に、下記を義務付け



※ フィルタリング義務の対象機器を携帯電話端末だけでなく携帯電話回線を利用してインターネットを閲覧できる機器に拡大

### 2. 携帯電話端末・PHS製造事業者

フィルタリングソフトウェアのプリインストール等  
フィルタリング容易化措置を義務付け

### 3. OS開発事業者

フィルタリング有効化措置・フィルタリング容易化措置  
を円滑に行えるようOSを開発する努力義務

環境整備法改正にかかる説明資料「概要」

# 3 フィルタリングの対象 (1)

## 一般的な分類

海賊版サイト

特定分類アクセス制限方式  
によるフィルタリング

下記のとおり、個々のサイト・ア  
プリをカテゴリ別に分類

閲覧不可

不法
薬物
自殺
出会い
暴力・恐怖
ポルノ
裏情報
セキュリティ
翻訳・キャッシュ
コミュニケーション
ギャンブル・宝くじ
飲酒・喫煙
成人娯楽
主張
ショッピング
懸賞・副収入
趣味・娯楽

閲覧可能

ただし、閲覧不可のサイト・アプリで  
も、下記の場合は閲覧可能となる

アプリ提供者が  
第三者機関※による認定を  
受けたサイト・アプリ  
(青少年が安全安心に利用できるた  
め、個人間通信のモニタリング等必要  
な措置を講じているサイト等を認定)

※ 一般社団法人モバイルコンテンツ審査・  
運用監視機構(EMA)等

(保護者の同意の下で)  
利用者が個別に  
カスタマイズ機能を  
用いて閲覧可能とした  
サイト・アプリ

閲覧可能

### 3 フィルタリングの対象 (2)

#### フィルタリング会社の例 ①

ネットスター(<http://category.netstar-inc.com/category.html>)

メインカテゴリ	サブカテゴリ	内容
不法	1. 違法と思われる行為	詐欺、痴漢、窃盗、殺人、強姦、売春など日本国内で違法となる行為に関する情報提供*1
	2. 違法と思われる薬物	麻薬など、日本国内で違法となる薬物及びその利用を助長すると思われる各種の情報提供*2
	3. 不適切な薬物利用	一般の薬物、処方箋が必要な薬物について、不適切な利用を助長すると思われる各種の情報提供

\*1 著作権や肖像権の侵害。その他違法行為を誘発・助長すると思われる各種の情報。明らかに違法なものだけでなく、違法らしく思われるものを含みます。なお、いわゆる「フィッシング」サイトについては明らかに詐欺行為につながると思われるもの、「不特定多数を対象に交際の場を提供する」ようなサイトについても、いわゆる「出会い系サイト規制法」にふれると思われる一部のサイトは登録されます。

### 3 フィルタリングの対象 (3)

#### フィルタリング会社の例 ②

デジタルアーツ <https://www.daj.jp/cs/products/pc/if6/category/>

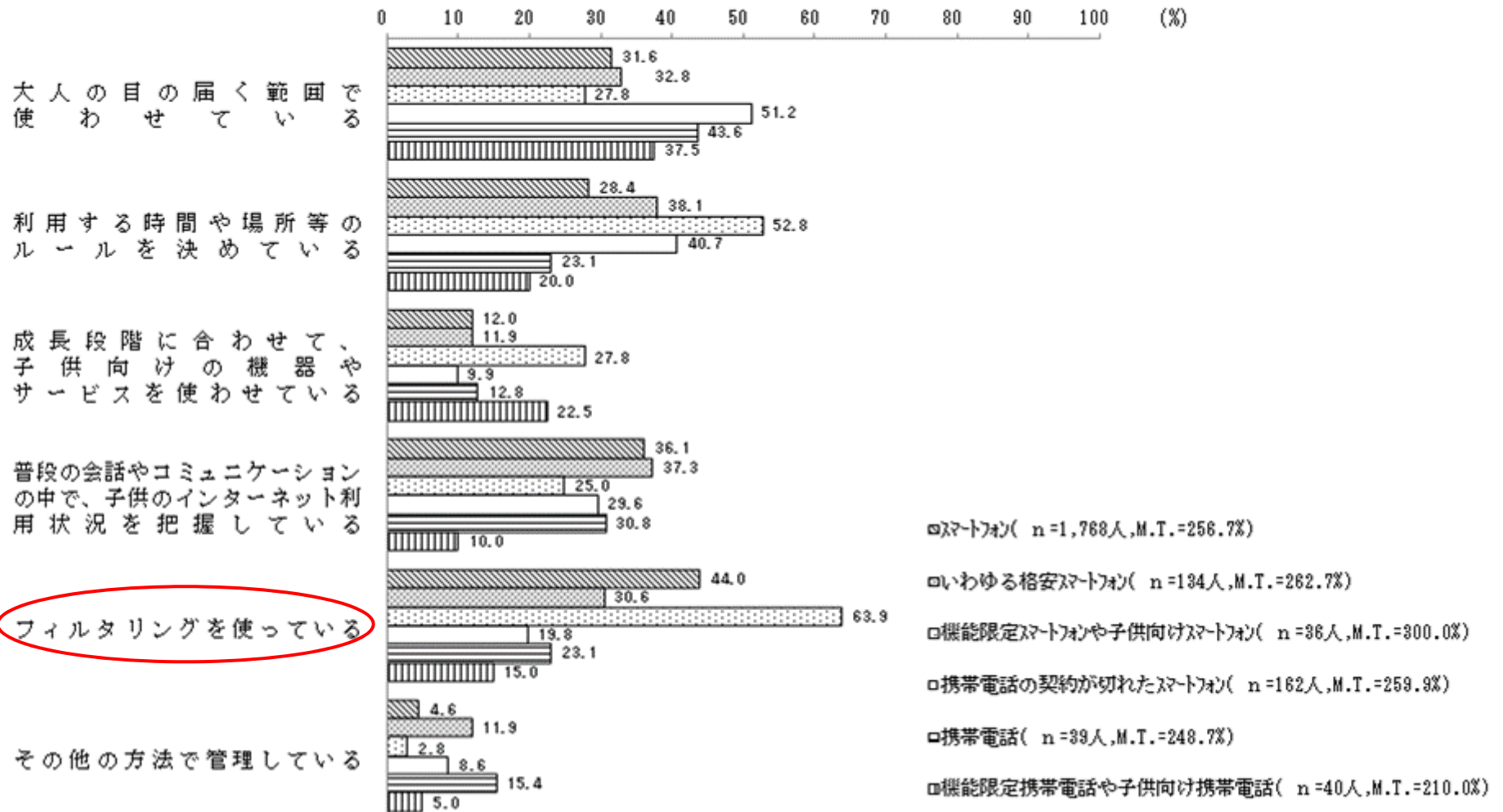
カテゴリ	概要	年齢別フィルター強度 推奨設定 ※チェック(✓)のカテゴリをブロック				
		ファミリー	小学生	中学生	高校生	大人
不正IT技術						
不正アクセス技術	ハッキング・クラッキングの技術	✓	✓	✓	✓	✓
ウイルス技術情報	ウイルスやスパイウェアなどのプログラム配布・製作技術	✓	✓	✓	✓	✓
違法ソフト・反社会行為	違法ソフトウェアコピー、シリアル配布などの権利侵害行為、フィッシング詐欺	✓	✓	✓	✓	✓
クラッシャーサイト	ブラウザを介してパソコンに悪影響を及ぼすサイト	✓	✓	✓	✓	✓



海賊版サイトは、既にフィルタリング対象  
「おそれ」でも対象とできるので、迅速な対応可能

# 4 フィルタリングの利用状況 (1)

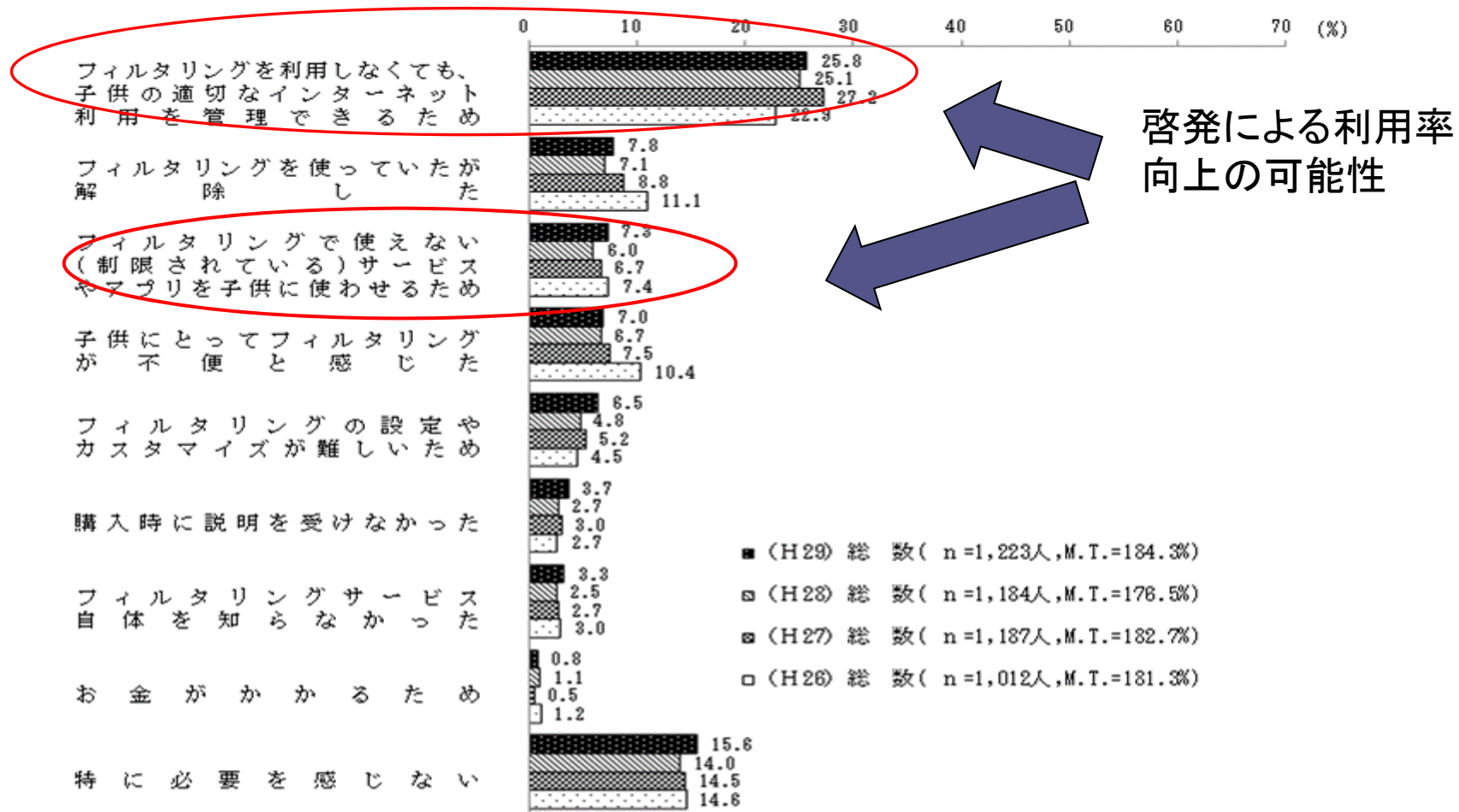
内閣府平成29年度青少年のインターネット利用環境実態調査報告書より  
保護者の取組(上記報告書図表2-2-2-24 抜粋)





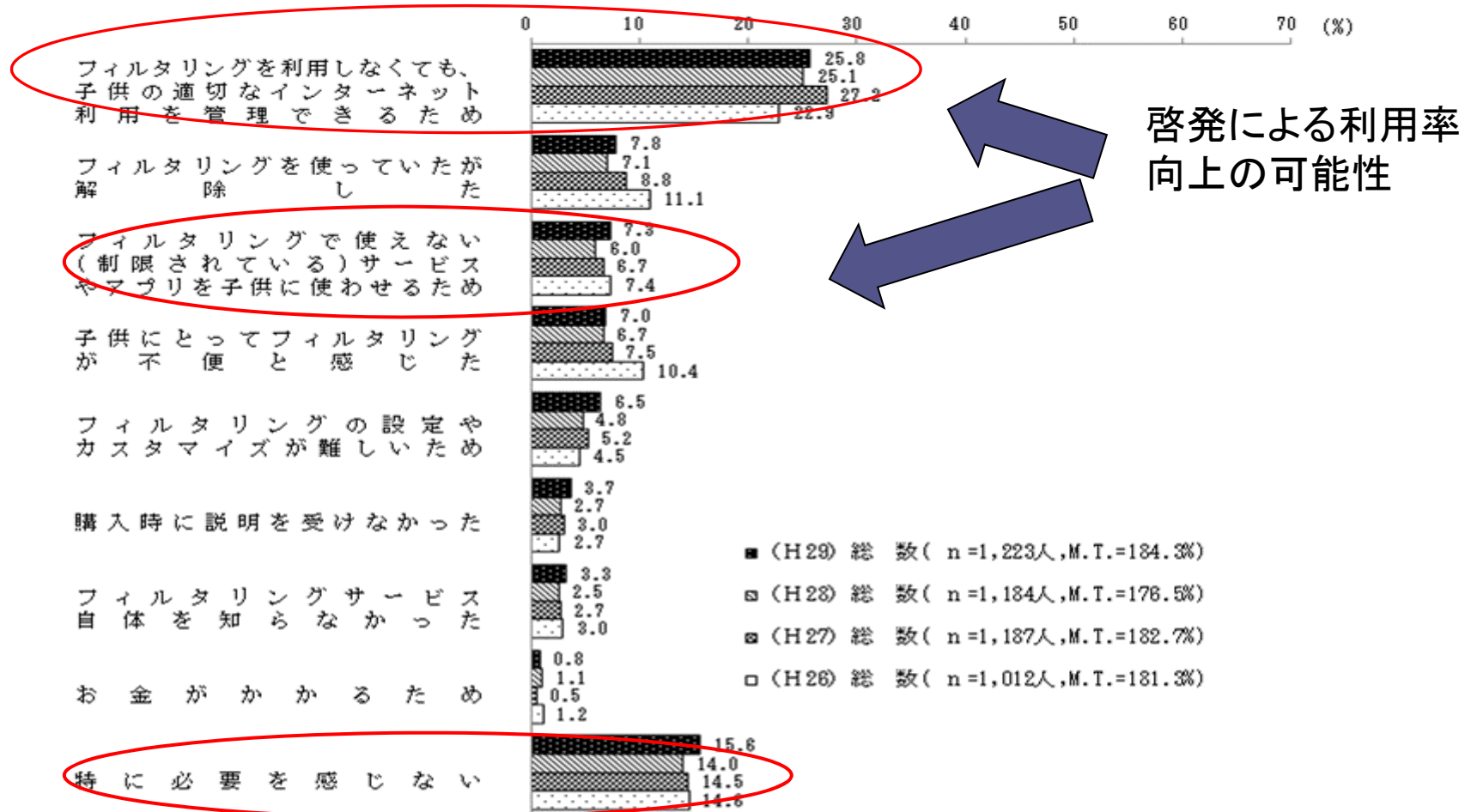
# 4 フィルタリングの利用状況 (2)

内閣府平成29年度青少年のインターネット利用環境実態調査報告書より  
 スマートフォン・携帯電話でフィルタリングを利用していない理由(図表2-2-2-48抜粋)



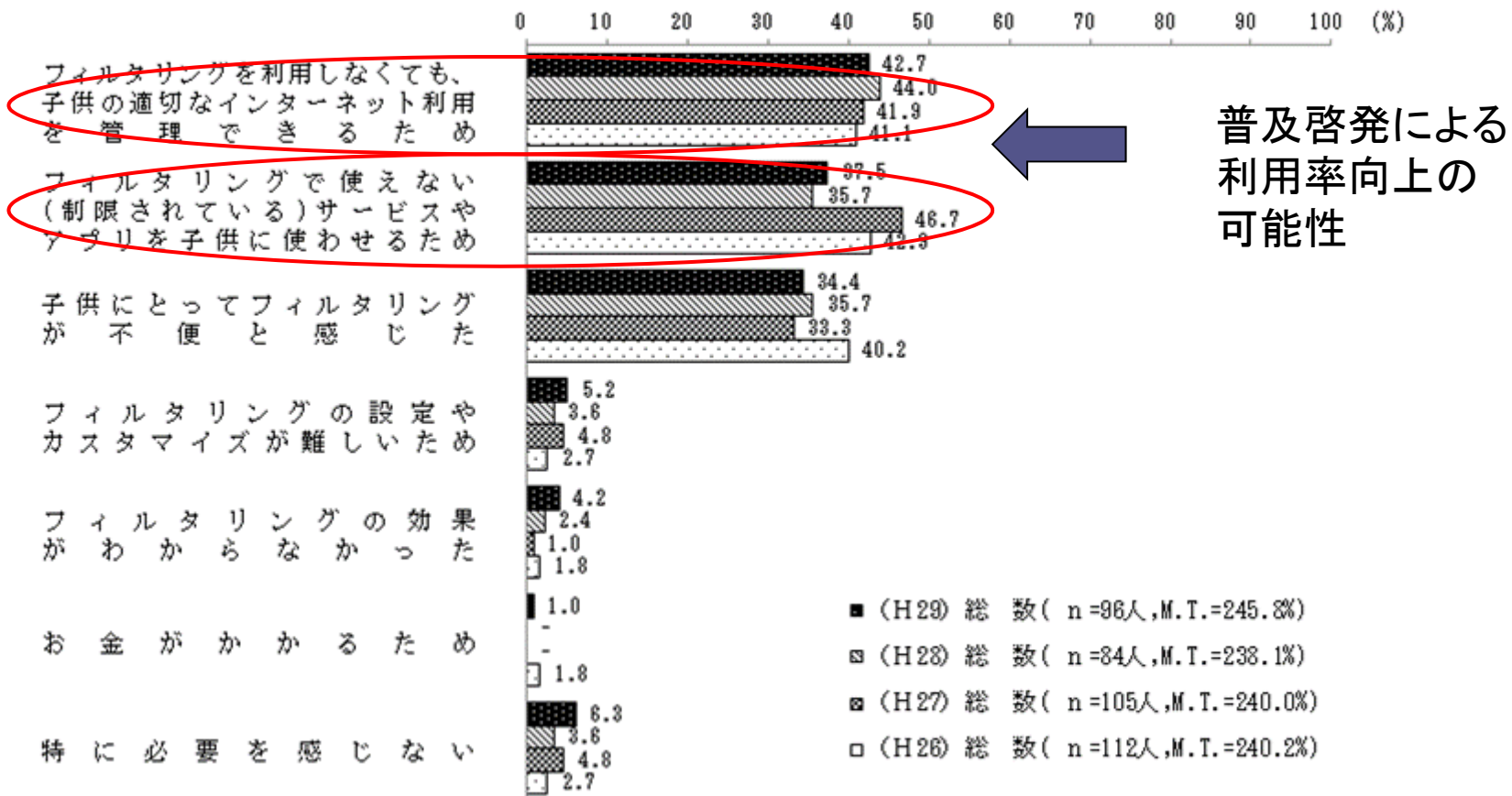
# 4 フィルタリングの利用状況 (3)

内閣府平成29年度青少年のインターネット利用環境実態調査報告書より  
 スマートフォン・携帯電話でフィルタリングを利用していない理由(図表2-2-2-48抜粋)



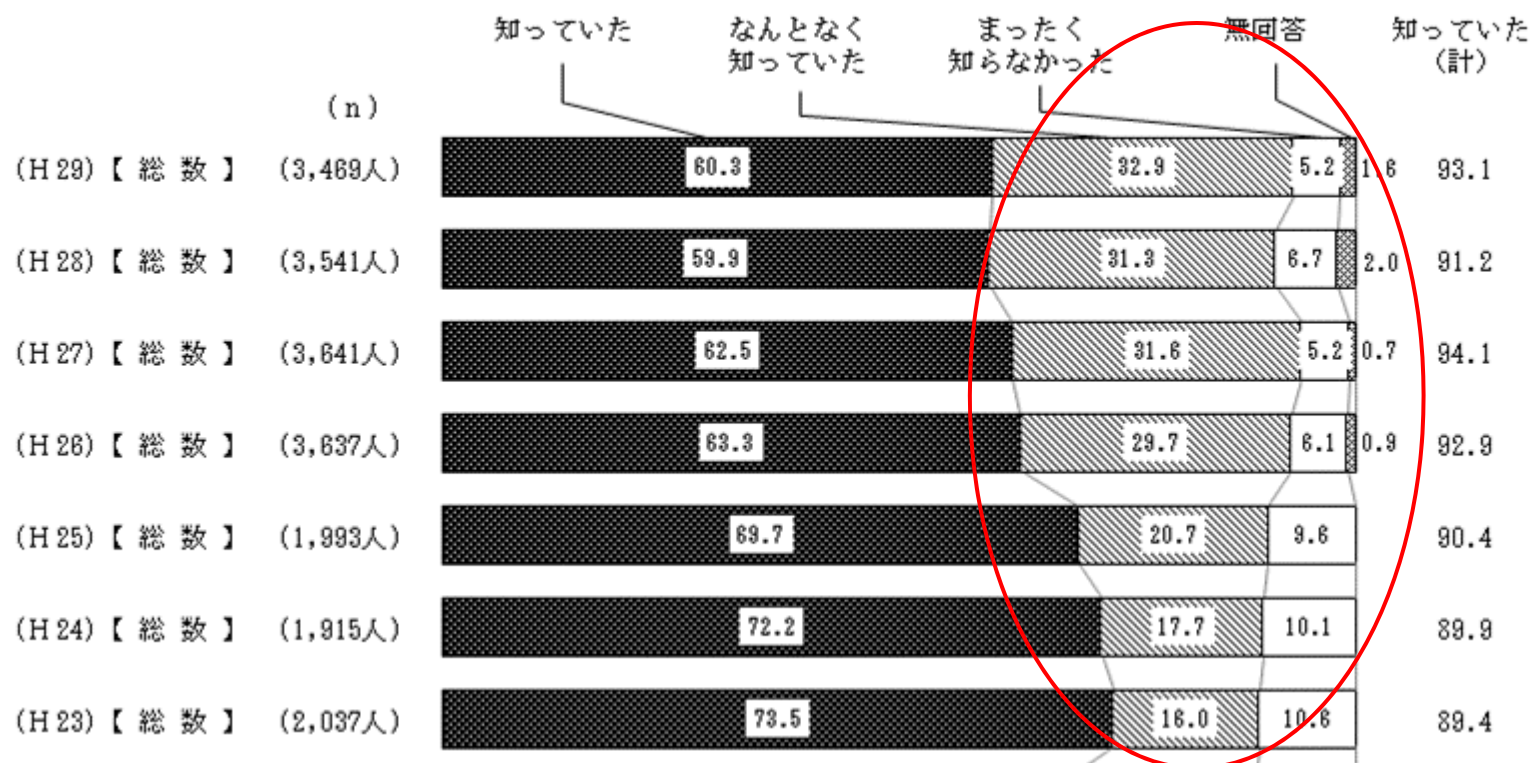
# 4 フィルタリングの利用状況 (4)

内閣府平成29年度青少年のインターネット利用環境実態調査報告書より  
 スマートフォン・携帯電話でフィルタリングを解除した理由(図表2-2-2-51抜粋)



# 4 フィルタリングの利用状況 (5)

内閣府平成29年度青少年のインターネット利用環境実態調査報告書より  
 フィルタリングの認知度(図表2-2-3-14抜粋)



普及啓発  
 対象

## 5 フィルタリングの課題(1)

### 1 利用率向上

- ・スマートフォン等でのサイト利用の管理は難しいことについての普及啓発
- ・フィルタリング利用の簡易化

改正法による以下の実効性の担保

携帯ISP等の改正法後のフィルタリング有効化措置義務

製造事業者の容易化措置義務

OS事業者のフィルタリング有効化措置・容易化措置円滑化のための開発努力義務

### 2 日本の実態と合わないフィルタリング基準への対応

iPhoneによる機能制限

(特に、Webについての機能制限について改善の余地あり)

## 5 フィルタリングの課題(2)

青少年ではない利用者に対して

cf. セキュリティ対策としてフィルタリングを利用  
(cf. 本スライド 7頁参照)

実際の例:

2018年8月19日 毎日新聞「フィッシング 大量の書籍『無料』うたうサイトに注意」  
[mainichi.jp/articles/20180818/k00/00e/040/313000c](https://mainichi.jp/articles/20180818/k00/00e/040/313000c)

2015年9月1日 INTERNET Watch

「電子書籍の販売・無料ダウンロードをかたる怪しいサイトに注意、フィッシング  
詐欺の可能性も？」

<https://internet.watch.impress.co.jp/docs/news/718999.html>